

ドイツ株式法の小改正

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学法律研究所 公開日: 2011-02-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 保住, 昭一 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/9145

ドイツ株式法の小改正

保 住 昭 一

一 はじめに

周知のようにドイツ株式法の改正は、戦後の西ドイツにおける一大課題とされてきたものであるが、その間種々の調査研究団体による改正意見が公表され、また、最近連邦法務省から改正草案とその説明書が公表されている(Bundesjustizministerium, Referententwurf eines (Aktiengesetz (1958): Erläuternde Bemerkungen zum Referententwurf)。それにも拘らず、来るべき株式法および有限会社法の改正のいわば暫定的改正法として、一九五九年一月二日から開かれたドイツ連邦議会は、「会社財産による資本増加並びに損益計算書に関する法律」

(Gesetz über Kapitalerhöhung aus Gesellschaftsmitteln und über die Gewinn- und Verlustrechnung) (以下便宜上資本修正法と呼ぶ)、および右法律に対する関連法として「会社財産による資本増加並びに被備者に対する自己株式の譲渡に伴う税法上の処理に関する法律」(Gesetz über steuerrechtliche Massnahmen bei Erhaltung des Nennkapitals aus Gesellschaftsmitteln und bei Überlassung von eigenen Aktien an) (以下便宜上税法と呼ぶ)を成立せしめたのである。

右の資本修正法は、連邦法務省によつて立案され、連邦政府案として提出されたが、経済委員会による修正を受け、一九五九年一月二三日に連邦議会を通過して成立した。この修正法によると、少くとも現行株式法は三

つの部分において改正された結果となる。その第一は、従来、株式法および有限会社法に規定のなかつた会社財産による資本増加の方法、すなわち準備金の資本組入による増資方法が明文で認められたことである。その第二は、従業員株主の増加をはかるために自己株式の取得に関する株式法第六五条第一項を緩和したことであり、その第三は、年度決算書のうちで損益計算書の項目分類を規定した株式法第一三二条を全面的に改め、きわめて詳細な項目分類を規定し直したことである。これら三点の暫定的改正は、後に触れるように、その直接的契機は無償株 (Gratisaktien) に対する課税の紛争を除去することにあつたといわれるが、その趣旨が更に徹底されて、準備金の資本組入の非課税措置を正面から認めることにより、広汎な株式の分散をはかり、配当利益に関する法人税引下げと相まつて資本市場の需要に応じようとした緊急法となつたのであり、また、株式の分散および資本市場の活潑化に伴つて会社企業の完全な公開、したがつて、年度決算書の公開が必要とされ、とくにその点の不

完全であつた年度損益の完全な公開のために損益計算書の項目分類規定が、貸借対照表の項目分類規定の改正に先立つて、全面的に改正されたわけである⁽¹⁾。

以下右資本修正法を中心として、若干の検討を加えてみようと思うが、もとより、資料にすぎないことをお断りしておきたい⁽²⁾。

註(1) なお、それぞれの法文を訳出掲載したが、Textausgabe は A. Köhler, Kleine Aktienrechtsreform (1960) に拠つた

(2) 資本修正法の内容中、損益計算書に関しては西山忠範「ドイツ株式法損益計算規定の改正」(企業会計一二巻四号)に紹介があり、会社財産による資本増加および稅務処理法に関しては竹内昭夫「西ドイツにおける株式配当、無償交付と課税について」(商事法務研究一七三号)にやや詳細な紹介がある。なお、改正後の新しい損益計算規定については Adler-Düring-Schmalz-Forster-Goerdeler, Die neue Gewinn- und Verlustrechnung (1961) が公刊されている。

二 改正法の特徴

一 会社財産による資本増加

(1) 会社金融の諸制度においてははるかに弾力的である英米法に比較して、ドイツ株式法は総額引受主義を土台とする資本確定原則を堅持しており、一たん確定した法定資本は、資本増加の方法においてのみ増加することが可能であるにすぎない。この資本確定原則に関連して、物的会社が社内に留保した会社財産、したがつて剰余財産を資本化することは、商法的に、また、税法的に種々の拘束を受け、きわめて不便であつたのである。そのために物的会社の公称資本金額は、その準備金ないしは実際の自己資本に対しかかなりのアンバランスを示していたといわれている。しかし、資本と準備金のアンバランスは、剰余金の資本化が法律上不便であつたという理由のほかにくつかの要因が考えられよう。例えば、第二次大戦後の通貨の切換に際し、従来のライヒスマルク (Reichsmark) を新たにドイツマルク (Deutsche Mark)

に切換えたのであるが、その結果、ライヒスマルクを前提とした会社の資本関係の名目的転換が要求されたのみならず、経済能力の低下した企業の実質的な資本関係の新たな確定が必要とされた。その措置を規定したのが一九四九年八月二一日の「ドイツマルクによる開始貸借対照表および資本更新に関する法律 (ドイツマルク貸借対照表法)」[Gesetz über die Eröffnungsbilanz in Deutscher Mark] (und die Kapitalneubesetzung (D-Mark-Bilanzgesetz)]である。右法律に基づいて会社は資本関係の新たな確定を行つたのであるが、当時においては今日の経済復興を洞察することが不可能であつたため、かなり慎重な態度を採つたのである。また、当時各会社は将来の負担調整のため多額の準備金を設定しなければならぬと考へたのであつて、資本関係の確定はどうしても控へ目に行わざるを得なかつた。更に多くの会社は、資本関係の新たな確定後に所有した有価証券の再評価により、かつ、外国に在る資産の返還により、多額の自己資本をもつ結果となつたことなども、資本と準備金の不均衡をなす要因であつたと考えられよう。

いずれにしても公称資本金額と実際の自己資本のアンバランスは、相対的に株式の相場水準を高める結果となり、配当の名目的引上によつても株式投資の利廻りは依然として低額なものではないこととなる。したがつて、株式の券面額、市価、配当の間に、また一種の不均衡を生ずる結果ともなる。また相場水準の高騰は、株式取引や通常の資本増加による新株の引受に際し、零細投資家を資本市場から締め出す結果となり、結局、株主の広汎な分布を得ようとする物的会社本来の性格に反する。

会社財産による資本増加を新たに規定した資本修正法の基本的な狙えは、自己資本の調節に弾力性を与え、資本市場の正常化に応じようとする点にあるといつて差支えなからう。

(2) 一九三七年の現行株式会社法および有限会社法は、会社財産による資本増加を規定しなかつた。したがつて、これを真正面から実行することは不可能であつたが、實際には、払込給付の履行を伴う法に定められた通常の資本増加(株式法一四九条以下)の形式において行われてきたのであ

る。すなわち、会社が年度利益または拘束を解いた任意準備金を社員に分配すると同時に、社員の具体的な配当請求権を会社に現物出資として給付して新株を引受けるという二重処理により行つてきたわけである。もつとも、そこに発生する実質的な無償持分は、社員の場合、所得税法第二〇条第二項第一号の意味における租税義務ある所得であると判断され、連邦最高財務裁判所は直き最近の判決(Ruhlert v. 17, 9, 1937)においてもこれを踏襲している。しかし、会社財産による資本増加は、会社の自己資本の範囲内における問題であり、会社の収益とは何の関係もない出来事である。したがつて、新たな無償持分は旧持分の経済的マイナスによつてのみその価値を保存するにすぎないものであつて、しかも会社の財産は、無償持分の交付によりびた一文増えるものではない。むしろそれはすでに課税済みの単なる自己資本の振替の問題である(この点では株式配当に対する所得税の課税をめぐり、四十一アメリカ最高裁判所の判決が非課税の。Skel v. Maconber 事件に対し、一九二〇年三月のフを明らかにしたことが想起される)。資本修正法は、会社財産による資本増加の法的性質に関する論争に終止符をうち、二

重処理による従来のやり方に明確な法的基礎づけを与えたのであり、税務処理法によつてなおそれを裏づけたというべきであろう (Vgl. S. A. K. H. L. e. r. a. a.)。

(3) 会社財産による資本増加は、増加に必要な財産が社員によつて出資されるのではなく、自己資本項目の振替によつて行われるという点で、通常の資本増加と區別される。そして資本修正法によれば、その財源は、資本増加に関する決議前の最終の年度貸借対照表に表示されている準備金に限られる。しかも組入能力を有するのはいわゆる公然の準備金、すなわち法定準備金および任意準備金である。法定準備金(下株式法二二〇条)の組入は、わが商法(日商法二九三)と異り、法定額または定款で定めた額以上のものが存在する場合に限られる。任意準備金の組入は、法定準備金と異り、全額組入を原則とするが、修正法は貸借対照表に任意準備金と表示されているか否かを問わず、その使用目的に照らして組入能力の有無を決定するという態度を採つた。すなわち、その予定通りの使用が資産性ある場合にのみ組入が許される。したがつて、退

職積立金や納税準備金のように本来資産性を期待し得ない引当金 (Rückstellungen) は排除されており、かつ、最終の年度貸借対照表に損失、繰越損失および価値修正項目のような差引項目がある場合には、準備金の組入自体を許さないという慎重な態度を採つた。このように会社財産による資本増加の財源として、現実に存在する準備金だけが使用されるという資本修正法の一つの特色は、実質的にはわが商法に認められる株式配当(日商二九二)および新株発行を伴う準備金の資本組入(日商二九三)に近似するが、資本増加に関する決議前に経過した年度決算書が確定され、かつ、その年度利益の分配が確定された後のみ組入が認められるという点で、株式配当と異つてゐる。つまり年度利益をそのまま組入れることは、直接認めないのである。

なお、資本修正法による資本増加の他の特色は、原則として、新株の発行によつてのみ行われることである(もつとも有限会社は新持分の設定の(ほか、券面額引上げをも併用し得る)もつとも、資本と株式との関連を切斷してしまつてゐるわが商法の立場(日商二九三参照))

と異り、資本を株式に分割するドイツ法制のもとでは、もとより当然のことである。そして新持分権は、従前の資本に対する持分比率に応じて社員に帰属するが、端株に関してはこれを部分持分権として、独立にその流通を保障して端株主を保護しているのは注目される。

二 自己株式取得の緩和

(1) 資本修正法第一九条(一)は、株式法第六五条第一項の自己株式取得の例外要件を拡げて、会社の被備者に株式を取得せしめる方法を容易にしようとした。すなわち、旧第六五条第一項においては、会社の重大な損害を避けるために必要な場合のほか、無償取得および買入委託実行の場合に限り、例外として、自己株式の取得を認めていたのであるから、被備者にその会社の株式を取得せしめることは、会社が直接自己株式を取得して供給するという方法では許されなかつた。したがつて、その目的のためには種々の迂廻方法が採られていた。新規定は、その不便を除去して自己の被備者に供給するための取得を例外要件の一つに追加して、資本市場政策の一つ

である従業員株主増加の道を消極的ながら開こうとはかつたわけである。ただ、かかる目的のために取得された自己株式が被備者に譲渡されるまで、無制限に会社に取得されたままに占有されるのは濫用または弊害を生ずるので、重大な損害を避けるために取得されたものと合算して資本の十分の一までに制限した。そして旧第六五条第一項では、経済大臣は法務大臣と協議して資本の十分の一の制限を超過する例外を認める権限を有するものとされていたが、重大な損害を避けるために必要な取得の場合にも、また被備者に供給するための取得の場合にも右の例外を認める必要はないという理由から、経済大臣のかかる権限は除外されることとなつたのである (A. Krieger, a.a.o. (O. S. 98))。

(2) なお、株式法第六五条第一項の改正に対応して稅務処理法第六条は、被備者が会社から優先価格 (Vorzugskurs) で自己株式の譲渡を受けた場合は、原則として、相場差額を所得稅法に定める非独立労働 (nichtselbständige Arbeit) 所得に算入しない旨を規定して、被

後に全体の結果として、貸借対照表の表示と一致する純損益 (Reingewinn / Reinverlust) ^(三三) が表示されるわけである。

— 法 律 論 義 —

他方、勘定式を採用した場合も項目分類の順序はほぼ段階式損益計算書に準じており、費用の部および収益の部がそれぞれ売上損益、その他の損益、繰越損益そして純損益というように費用と収益の対応により、階段区分の表示方法が盛られていることも、旧規定と著しく違っている。もつとも、勘定式においては、段階式の場合に区分表示される年度剰余 / 年度欠損が純損益計算の過程に埋没してしまうという点で、段階式表示の方が損益計算書本来の姿として優れていることはいうまでもない。しかも段階式損益計算書では、わが国の財務諸表規則による当期純損益に相当する年度剰余 / 年度欠損と、繰越損益とを区分表示することを要求して、期間損益計算に接近しているのは注目すべきである。しかし、わが財務諸表規則による当期純損益に比較して、右の年度剰余 / 年度欠損の算出には期間損益に必ずしも関係のない項

目が含まれているために、いわゆる当期業績主義は表示されない結果となっており、また、繰越損益および準備金組入額 / 取崩額の表示を要求している点から考えると、ドイツ株式法の新しい段階式損益計算書の内容は、わが財務諸表規則による損益計算書と剰余金計算書（または欠損金計算書）との結合したものである感じが強い。したがって、いわゆる包括主義的損益計算書といつて差支えなからう。

(3) 新規定のもう一つの特色は、全体として総額計算 (Bruttorechnung) または総額主義 (Bruttoprinzip) の原則を採用したことである。とくに売上損益計算において、売上高および売上原価費用の表示を要求し、かつ、売上高の算定については、総額主義を徹底し、値引高および戻し高のみを控除することができる^(四)と定めている。旧規定による売上損益計算は、売上高に期首および期末の棚卸高の増減を加減し、それから旧第一三二条第一項第一費用の部に列挙される以外のすべての費用を控除して、いわゆる年度損益を算定するとされていた

(Trumpler, Die Bilanz der Aktiengesellschaft, (1950) S. 296 ff.; Adler-Düning-Schmalz, Rechnungslegung und Prüfung der Aktiengesellschaft, 3. Aufl.)。しかし、旧規定では第一三二条の収益の部第二号ないし第六号以外の収益と、費用の部第一号ないし第八号以外の費用との差額が、収益の部第一号または費用の部第九号に表示されるだけであつて、これが売上損益に相当するにとどまり、売上高はもとより棚卸高、そして売上原価も純額計算または半額計算の過程の中に一様に埋没してしまつていたのである。これに比較して新規定の売上損益計算は、その総額主義に基づき、売上高に期首および期末の棚卸高の増減を加減し、それに他の積極的自己給付額を加えて総給付額 (Gesamtleistung) を算出し、それから製造原価 (または仕入原価) を控除して、売上総損益を算出するという方式で表示される(とくに段階式に関する三項一号ないし六号参照)。このように売上高並びに製造原価 (または仕入原価) の各総額の表示を要求しているのは、旧規定にみられなかつた注目すべき特色の一つであり、会社のいわゆる full disclosure に一歩前進したといふべきであらう(もつともわが財務諸表規則五九条に定められる売上原価の表示が、新規定によつても表示

されないのは)
注意を要する)。

このような売上損益の計算は、しかし一定の場合に、総額主義の原則が排除され、勘定式のときは第一号から第三号までの収益と、第一号および第二号の費用とを相殺勘定することが認められ、段階式のときは第一号から第五号までの記載を省略して、これを一括して第六号の総損益として表示することが認められる(五項)。この例外の適用を受ける会社は、非公開会社または同族会社に限られるが、同族会社の場合には総額主義に復帰すべき株主の権利を認めて株主保護を講じている。かような例外措置が何故に認められたかは必ずしも明らかではないが、臆測すれば恐らくは年度決算書の公告義務に関連するものと考えられよう。

(一九六一・四・八稿)

会社財産による資本増加並びに損益計算書に
 関する法律（一九五九年一月二三日成立）

第一章 会社財産による資本増加

第一条 (1) 物的会社（株式会社・株式合資会社・有
 限会社）は、準備金の資本組入により資本金を増加する
 ことができる。

(2) 資本増加に関する決議および決議の申告には、株
 式会社については株式法第一四九条第一項および第一五
 一条第一項を、株式合資会社については株式法第一四九
 条第一項、第一五一条第一項、第二一九条第三項および
 第二二五条第一号を、有限会社については有限会社法第
 五三条第一項、同第二項および第五四条第一項を適用す
 る。

(3) 資本増加はその決議前に経過した最終の営業年度
 の年度決算書（最終の年度決算書）が確定され、その営
 業年度の純利益の分配が決定された後のみ決議するこ
 とができる。

(4) 資本増加に関する決議は貸借対照表に基づかなか
 ればならない。

第二条 (1) 資本に組入れられる準備金は、最終の年
 度貸借対照表に準備金として表示されていなければなら
 ない。決議が他の貸借対照表に基づくときにもその貸借
 対照表に準備金として表示されていなければならぬ。
 第二項および第三項の場合を除いて左の準備金を資本に
 組入れることができる。

一 株式会社および株式合資会社では、任意準備金
 はその全額、法定準備金は従前の資本の十分の一また
 は定款を以つて定めているそれ以上の額を超える額。

二 有限会社では任意準備金並びにドイツマルク貸
 借対照表法 (D-Mark-Bilanzgesetz) 第三五条第三項第
 一文および第四七条第一項の規定による特別準備金、

(2) 基礎となる貸借対照表に繰越損失を含む損失その
 他自己資本に対する差引項目が表示されている限り準備
 金を組入れることはできない。その他左の準備金は組入
 れることができない。

一 負担調整財産課税準備金と明示された準備金。
 二 新保険規整法による社会保険歳入増加を理由とする継続年金および年金承継に対する引当金の取崩から生ずる額。

三 準備金項目中その取崩に税法上の規定から課税されるべき準備金。

(3) 一定の目的に使用されるべく定められている任意準備金は、その目的に一致する限度でのみ組入れることができる。

第三条 (1) 決議は、検査せられて確定した年度貸借対照表が決算検査役の自由な確認の附記を備えおよびその作成期日が商業登記簿になす登記のための決議の申告前最高六カ月以内にある最終の年度貸借対照表を基礎とすることができる。

(2) 有限会社では、右の検査は宣誓せる帳簿検査役を以つても行うことができる。決算検査役は、社員総会がこれを選挙しなければならない。

第四条 (1) 決議が最終の年度貸借対照表に基づかな

いときには、貸借対照表は年度貸借対照表の項目分類および評価に関する規定に適合しなければならない。その貸借対照表の作成期日は、商業登記簿になす登記のための決議の申告前最高六カ月以内とする。

(2) 右の貸借対照表は、資本増加の決議に先だち一人または数人の検査役により第一項に適合するや否やを検査されなければならない。検査の最終的結果により異議を提出すべき点のないときは、検査役は附記を以つてこれを確認しなければならない。資本増加は検査役のこの確認なしに決議してはならない。

(3) 検査役は株主総会（社員総会）により選挙される。別に検査役が選挙されなかつたときは、最終の年度決算書の検査のため株主総会（社員総会）により選挙された検査役もしくは裁判所により選任された検査役を選挙された検査役とみなす。その他検査の委任に対する特殊性から別段の結果を生じない限り株式法第一三六条第一項第三文、第一三七条ないし第一三九条および第一四一条を適用する。有限会社では宣誓せる帳簿検査役をも

検査役に選任することができる。

(4) 第三項は保険株式会社には適用しない。保険株式会社では、検査役は監査役の中から指定される。別に検査役が指定されなかつたときは、最終の年度決算書の検査のため指定された検査役を指定された検査役とみなす。その他検査の委任に対する特殊性から別段の結果を生じない限り、私保険企業および建築金融機関の監督に関する法律第五九条ないし第六一条および第六三条を適用する。

— 法律 論 叢 —

第五条 (1) 株式会社および株式会社では、前条に定める場合の決議の基礎とする貸借対照表を資本増加を決議する株主総会の日より少くとも二週間前に、株主の閲覧に供するため会社の営業所に備置かなければならない。各株主の請求があつたときは、総会の日より遅くとも二週間前に議案の謄本を交付しなければならぬ。総会に参加するためまたは議決権の行使のために株式の供託を必要とするときは、総会の日代りに株式供託をなすべき期日を以つてする。

(2) 有限会社では、前条に定める場合に社員に対する年度貸借対照表の公示に関する定款の規定を準用する。

第六条 (1) 株式会社および株式会社合資会社は、左の三項および第二二条第二項に定める場合を除いて新株の発行を以つてのみ資本増加を実施することができる。新株はいずれも一〇を以つて可分な金額に整置することができるが、一〇〇ドイツマルク以下の金額は会社の株式が一〇〇ドイツマルク以下の金額の倍数であるときに限る。新複数議決権株の発行および複数議決権株の議決権の増加は、第一三条第一項の規定により株式法第一二条第二項の認可を必要としない。

(2) 会社の株式が一〇〇ドイツマルク未満またはその倍数であるときには、株式券面額の引上げによつても資本増加を実施することができる。券面額が引上げられる株式はいずれも一〇を以つて可分な金額に整置することができる。

(3) 有限会社は、第一二条第二項に定める場合を除いて新たな社員持分の形成および社員持分の券面額引上げ

により資本増加を実施することができる。新たな社員持分および券面額が引上げられる社員持分はいずれも一〇を以つて可分な金額に整置することができる。ただし最低五〇ドイツマルクに整置しなければならない。

(4) 資本増加に関する決議では増加の方法を定めなければならぬ。資本増加が持分の券面額引上げにより実施せられるときには、券面額の引上げられる小額持分にその券面額引上げに適合しない金額を割当てないよう考慮しなければならない。

第七条 (1) 商業登記簿になす登記のための資本増加に関する決議の申告には、資本増加の基礎となつた、かつ、検査役の確認の附記を備えた貸借対照表を、第四条に定める場合には最終の年度貸借対照表以外の貸借対照表を、いずれもまだ提出してない限り添附しなければならない。申告者は登記裁判所に対して、基礎となつた貸借対照表の作成期日より申告の日まで、資本増加が申告の日に決議されたとすれば資本増加に反するであろう会社財産の減少がない旨を説明しなければならない。

(2) 登記裁判所は、資本増加の基礎となつた貸借対照表が申告前最高六カ月以内の時点に作成され、かつ、前項第二文による説明が与えられるときのみ決議を登記することができる。

(3) 裁判所は、貸借対照表が法律の規定に適合するや否やの審査の義務を負わない。

(4) 決議の登記には会社財産による資本増加の旨を表示しなければならない。

(5) 提出された書類は原本、正本または公正認証謄本として裁判所に保存される。

第八条 (1) 資本増加に関する決議の登記と同時に、資本は増加する。

(2) 新持分権は全額払込済とみなす。

第九条 新持分権は、従前の資本に対するその持分の割合に応じて株主（社員）に帰属する。これに反する株主総会（社員総会）の決議は無効とする。

第一〇条 (1) 資本増加が従前の資本に対する一持分に新持分権の部分のみを割当てることになるときは、そ

の部分権は独立に譲渡および相続することができる。

(2) 新持分権に関する証券交付の権利を含む新持分権に基づく権利は、一持分権をなす数個の部分権のときは一手に集中して、一持分権をなす数個の部分権が数人の権利者に属するときはその権利の行使のために（株式法第六三条、有限会社法第一八条）共同してのみ行使することができる。

第二一条 (1) 株式会社および株式会社合資会社は、資本増加に関する決議の登記後遅滞なく新株を引取るべき旨を株主に催告しなければならない。催告は会社公告紙に公告しなければならない。公告には左の事項を記載しなければならない。

一 資本がいかなる額まで増加したか。

二 旧株に対しいかなる割合で新株を割当てたか。

なお右の公告には、会社が連邦官報にする催告の公告より一年以内に引取られない株式を三回の予告後当事者の計算において売却する権利を有する旨を表示しなければならない。

(2) 連邦官報にする催告の公告より一年の経過後会社は、引取られない株式の売却を予告しなければならない。予告は少くとも一カ月以上の間隔において三回会社公告紙に公告しなければならない。その最終の公告は連邦官報にする催告の公告より一八カ月の経過前にしなければならない。

(3) 連邦官報にする予告の最終の公告より一年の経過後会社は、引取られない株式を当事者の計算において、仲買人による公定取引所相場を以つて、また取引所相場のないときは公の競売によつて、これを売却しなければならない。株式法第一七九条第三項第二文ないし第六文の規定をこれに準用する。

(4) 前三項の規定は株券を発行しない株式会社および株式会社合資会社に準用する。右の会社は新株の割当を受ける株主に催告しなければならない。

第二一条 (1) 自己持分は資本増加に参加する。

(2) 分割払込済持分はその券面額に應じて資本増加に参加する。その場合における資本増加は、持分の券面額

引上げによつてのみ実施することができる。分割払込済持分と全額払込済持分とが存在するときには、資本増加は持分の券面額引上げおよび新株の発行（新持分の形成）により実施することができる。券面額が引上げられる持分はいずれも五を以つて可分な金額に整置することができる。

第三三条 (i) 持分に附著する権利の割合は、資本増加により何等変更を生じない。

(2) 分割払込済持分の利益参加もしくは議決権等の諸権利が履行された出資額に応じて定まるときには、その諸権利は、未済の出資の履行まで履行された出資額に応じて、かつ、資本金額に対する増加の百分率だけ増加して株主（社員）に帰属する。その増加額は株式法第二二条第三項の適用においては、全額払込済とみなす。

(3) 会社の利益配当および持分または資本金額その他の金額もしくはは価額に基づく第三者に対する会社の契約関係上の経済的内容は、資本増加により何等変更を生じない。株主の従たる義務（株式法第五〇条）についても

同様である。

第四四条 (1) 新持分権は、別段の定めのない限り、資本増加を決議した当該全営業年度の利益に参加する。

(2) 資本増加に関する決議においては新持分権がその決議前に経過した最終の営業年度の利益に参加する旨を定めることができる。その場合には、決議前に経過した最終の営業年度の純利益の分配に関する決議に先だち、資本増加が本法第三項に相違する旨を決議しなければならぬ。資本増加に関する決議前に経過した最終の営業年度の純利益の分配に関する決議は、資本が増加したときに効力を生ずる。資本増加に関する決議およびその決議前に経過した最終の営業年度の純利益の分配に関する決議は、資本増加に関する決議がその決議後三ヶ月以内に商業登記簿に登録されなるときは無効とする。ただし右期間の進行は、取消もしくは無効の訴の提起されている間または資本増加の申請に国家の認可が得られない間は停止する。

第一五五条 条件附資本（株式法第一五五條以下）は基

本資本と同じ割合において増加する。条件附資本が転換社債の債権者に対する転換権附与の目的のために決議されているときは、社債の発行価額と転換社債に与える引受株の券面総額との差額を填補するため、転換権者の追加払込が合意されない限り、特別準備金を設定しなければならぬ。

第一六条 商業登記簿にする資本増加に関する決議の登記前には、株式会社および株式会社合資会社では新株および新仮株券の発行を、有限会社では新社員持分の形成を、それぞれしてはならない。

第一七条 資本増加前に取得した持分権の取得価額がその持分権およびそれに割当てられる新持分権に券面額の割合に応じて配分されるときは、各持分権に生ずる右金額は資本増加前に取得した持分権およびそれに割当てられる新持分権の取得価額とみなす。持分権の増加分は増加として表示してはならない。

第一八条 資本増加前に発行されている会社の株式がドイツの取引所における公定取引を許可されているとき

は、当該許可は右株式に割当てられる新株にも効力を有する。

第二章 自己株式および損益計算書

第一九条 株式法はつぎのようにこれを改正する。

(一) 第六五条第一項はつぎの法文にこれを改める。

(1) 会社は左の場合に限り、自己株式を取得することができる。

一 取得が会社の重大な損害を避けるために必要であるとき。

二 株式を会社の被備者に取得せしめるために提供しようとするとき。

三 株式の券面額もしくは発行価額の全額が履行され、かつ、取得が無償であるときまたは会社がその取得により買入委託を実行するとき。

ただし第一号および第二号に定める目的のために取得した株式の券面総額は、会社または従属会社がすでに同一の目的のために取得し、かつ、現に占有している会社

他の株式の額と合算して、資本の十分の一を超えてはならない。

(二) 第一三二条はつぎの法文にこれを改める。

第一三二条 損益計算書の項目分類

(1) 損益計算書には、勘定式または段階式を採用することができる。

(2) 勘定式を採用するときには、つぎの項目を区分して表示しなければならない。ただしこれより詳細な項目分類を妨げない。営業の種類が別段の項目分類を必要とするときは、つぎの項目分類と同じ程度である限り、これを妨げない。

第一 費用の部。

一 完成品および半成品の棚卸高の減少。

二 原料費、補助材料費および経費並びにこれと規すべき他人の給付に対する費用および買入商品に対する費用。

三 賃銀および給料。

四 社会的負担。

五 他の項目に表示されない社会的費用。

六 第一三二条第一項 A II 第一号ないし第五号に掲げる固定資産の減価償却費および価値修正費。

七 第一三二条第一項 A II 第六号および第七号に掲げる固定資産の減価償却費および価値修正費。

八 第一三二条第一項 A III 第四号ないし第一六号に掲げる流動資産の減価償却費および価値修正費。

九 固定資産の処分による損失。

一〇 利息およびこれに類する費用。

一一 租税。

a 所得税、収益税および財産税。

b その他。

一二 負担調整財産課税。

一三 損失負担契約に基づく費用。

一四 その他の費用。

一五 利益引渡契約に基づく利益の出捐。

一六 前年度の繰越損失。

一七 準備金への組入額。

- a 法定準備金への組入額。
- b 任意準備金への組入額。

一八 純利益。

第二 収益の部。

- 一 売上高。
- 二 完成品および半成品の棚卸高の増加。
- 三 その他の積極的自己給付。
- 四 利益引渡契約に基づく収益。
- 五 資本参加に基づく収益。
- 六 固定資産外の有価証券に基づく収益。
- 七 利息およびこれに類する収益。
- 八 固定資産の処分および評価換による収益。
- 九 前号に掲げるものを除く価値修正費の取崩による収益。
- 一〇 引当金の取崩による収益。
- 一一 その他の収益。
- 一二 損失負担契約に基づく収益。
- 一三 前年度の繰越利益。

二四 準備金からの取崩額。

a 法定準備金からの取崩額。

b 任意準備金からの取崩額。

一五 純損失。

(3) 段階式を採用するときには、つぎの項目を区分して表示しなければならない。ただしこれより詳細な項目分類を妨げない。営業の種類が別段の項目分類を必要とするときは、つぎの項目分類と同じ程度である限り、これを妨げない。

1. 売上高

2. 完成品および半成品の棚卸高

の増加または減少

3. その他の積極的自己給付

4. 総受取給付額

5. 原料費、補助材料費および経

費並びにこれと同視すべき他人

の給付に対する費用および買入

商品に対する費用

6	総収益／総費用	_____	いし第5号に掲げる固定資産の
7	利益引渡契約に基づく収益	_____	減価償却費および価値修正費
8	資本参加に基づく収益	_____	20 第131条第1項AⅡ第6号お
9	固定資産外の有価証券に基づ	_____	よび第7号に掲げる固定資産の
	く収益	_____	減価償却費および価値修正費
10	利息およびこれに類する収益	_____	21 第131条第1項AⅢ第4号な
11	固定資産の処分および評価換	_____	いし第16号に掲げる流動資産の
	による収益	_____	減価償却費および価値修正費
12	前号に掲げるものを除く価値	_____	22 固定資産の処分による損失
	修正費の取崩による収益	_____	23 利息およびこれに類する費用
13	引当金の取崩による収益	_____	24 租税
14	その他の収益	_____	a 所得税, 収益税および財産
15	損失負担契約に基づく収益	_____	税
16	賃銀および給料	_____	b その他
17	社会的負担	_____	25 負担調整財産課税
18	他の項目に表示されない社会	_____	26 損失負担契約に基づく費用
	的費用	_____	27 その他の費用
19	第131条第1項AⅡ第1号な	_____	28 利益引渡契約に基づく利益の

出捐

29 年度剰余／年度欠損

30 前年度の繰越利益／繰越損失

31 準備金からの取崩額

a 法定準備金からの取崩額

b 任意準備金からの取崩額

32 準備金への組入額

a 法定準備金への組入額

b 任意準備金への組入額

33 純利益／純損失

(4) 売上高の算定には、値引高および戻し高に限り控除することができる。

(5) 決算期日において会社の株式がドイツの取引所における公定取引を許可されていないとき、または通常のおける公定取引に含まれないときおよびドイツの取引所における公定取引の許可が申請されていないときには、勘定式を採用するに際しては第二項第二の第一号ないし第三号の収益は、第二項第一の第一号および第二号の費用と差

引勘定をすることができる。ただしその結果は「総収益」または「総費用」として最初の項目に表示しなければならぬ。段階式を採用するに際しては第三項第一号ないし第五号の項目は、これを区分して表示することを要しない。ただし右の適用は左の場合に限るものとする。

一 貸借対照表総額が三〇〇万ドイツマルクを超えないとき。

二 会社が同族会社であり、かつその貸借対照表総額が一〇〇万ドイツマルクを超えないとき。その株主が単一の自然人である株式会社またはその株主が相互に一九三四年一月一六日の租税調整法 (Steuer-Tarpassungsgesetz, RGBL. I S. 925) 第一〇条第二号ないし第五号の適用を受ける血族もしくは姻族の關係にある自然人である株式会社は、これを同族会社とみなす。

同族会社が本項第一文による資格を使用するときは、各株主は第一文を適用しない形式における損益計算書の

提出を請求することができる。

第三章 罰則、経過規定および終結規定

第二〇条 株式会社の取締役員または監査役員、株式合資会社の無限責任社員または監査役員並びに有限会社の業務執行者が、第七条第一項第二文に定める説明を真実に反することを知りてなしたときは禁錮を以つてこれを罰する。

第二一条 (1) 株式法第一三二条の改正法文に関する第一九条(二)の規定は、一九六〇年二月三一日に終結する営業年度または継続する営業年度の年度決算書から適用しなければならぬ。ただしそれ以前の営業年度の年度決算書に適用することができる。

(2) 他の法律において株式法第一三二条または第一三二条第一項を指定しているときは、株式法第一三二条は本法の法文にこれを代える。ただし株式法第一三二条第一項のみを指定しているときは、その指定は効力を失うものとする。

第二二条 本法は、一九五二年一月四日の第三過渡法(Dritten Überleitungsgesetz, Bundesgesetzbl. I S. 1.)

第一三二条第一項の規定によりベルリン地区にも適用する。

第二三条 本法は、公布の翌日からこれを施行する。

.....

会社財産による資本増加並びに被備者に対する自己株式の譲渡に伴う税法上の処理に関する法律(一九五九年二月三〇日成立)

第一一条(社員の所得および収益に関する租税) 物的

会社(株式会社・株式合資会社・有限会社)が一九五九年一月二三日の会社財産による資本増加並びに計益損算書に関する法律の規定により資本を増加したときには、新持分権の取得は所得および収益に関する課税を受けない。

第二条（会社の租税） 前条の場合において社員による新持分権の取得は、資本取引税法第二条第一号の課税を受けない。

第三条（取得価額） 資本増加前に取得した持分権の取得価額がその持分権およびそれに割当てられる新持分権に券面額の割合に応じて配分されるときは、各持分権に生ずる右金額は資本増加前に取得した持分権およびそれに割当てられる新持分権の取得価額とみなす。

第四条（税務署に対する資本増加の通知） 物的会社は、商業登記簿にする資本増加に関する決議の登記後二週間以内に、税務署に対し資本の増加を通知し、かつ資本増加に関する決議の謄本を提出しなければならない。

第五条（資本の減少） (1) 物的会社が資本増加（第一条）の後五年以内においてその資本を減少し、かつ資本減少により生じた剰余の財産の全部または一部を社員に対して払戻すときは、その払戻しが資本の増加額を超えない限度において利益の分配（配当）とみなす。物的会社が資本増加の後五年以内において自己持分の取得に

使用した金額は、その持分の券面額が資本の増加額を超えない限度において利益の分配（配当）とみなす。ただし左の場合には右第二文を適用しない。

一 取得が会社の重大な損害を避けるために必要であるとき。

二 持分を会社の被備者に取得せしめるために提供しようとするとき。

三 持分の券面額もしくは発行価額の全額が履行され、かつ、取得が無償であるときまたは会社がその取得により買入委託を実行するとき。

ただし第三文第一号および第二号に定める目的のために取得した持分の券面総額は、会社または従属会社がすでに同一の目的のために取得し、かつ、現に占有している会社の他の持分の額と合算して、資本の十分の一を超えてはならない。

(2) 前項に定める利益の分配（配当）に賦課される社員の所得に関する租税は、総額課税の方法においてこれを徴収する。右租税は物的会社が支払うことを要し、そ

の税率は利益の分配額の百分の三十とする。右租税を物的会社の所得の算定から控除することはできない。

(3) 第四条の規定は本条の資本の減少に準用する。資本減少の通知は、租税基本法第一六六条に定める租税申告とみなす。

(4) 税務署は、右税額を租税決定（租税基本法第二一二条）によりこれを確定する。右租税は租税決定の通達後一カ月以内に、これを支払わなければならない。

(5) 資本減少前に存在する総持分権の取得価額が資本減少後に残存する持分権に券面額の割合に応じて配分されるときは、各持分権に生ずる右金額は資本減少後に残存する持分権の取得価額とみなす。

第六条（優先価格による被備者に対する自己株式の譲渡に伴う所得税（賃銀税）） 株式会社または株式合資会社が取引所価格より低い価格（優先価格）で自己株式を被備者に譲渡し、かつ、その株式を五年以内においては譲渡せざる旨（禁止期間）を合意したるときには、決議の日に基準とした取引所価格と優先価格との差額（相場

差額）から生ずる利益は、本条第二文および第三文の場合を除き、非独立労働による所得には算入しない。差額が取引所価格の半額以上であるときに限り、相場差額から生ずる利益はその全額を非独立労働による所得に算入する。相場差額から生ずる利益が各被備者に対し暦による年間五〇〇ドイツマルクを超えるとときに限り、右利益はその全額を非独立労働による所得に算入する。株式が取引所における取引または通常の自由取引を許可されていなくときには、取引所価格は一般価額を以つてこれに代える。被備者の死亡または取得資格の喪失の場合を除いて禁止期間が満了したときは、法令の適用により追加納税を実施する。

第七条（ベルリン地区の適用） 本法は、一九五二年一月四日の第三過渡法（Drittes Überleitungsgesetz, Bundesgesetzbl. I S.1.）第二二条第一項の規定によりベルリン地区にも適用する。本法に基づき成立する法令は、第三過渡法第一四条によりベルリン地区に適用する。

第八条（施行）
本法は、公布の翌日からこれを施行する。